

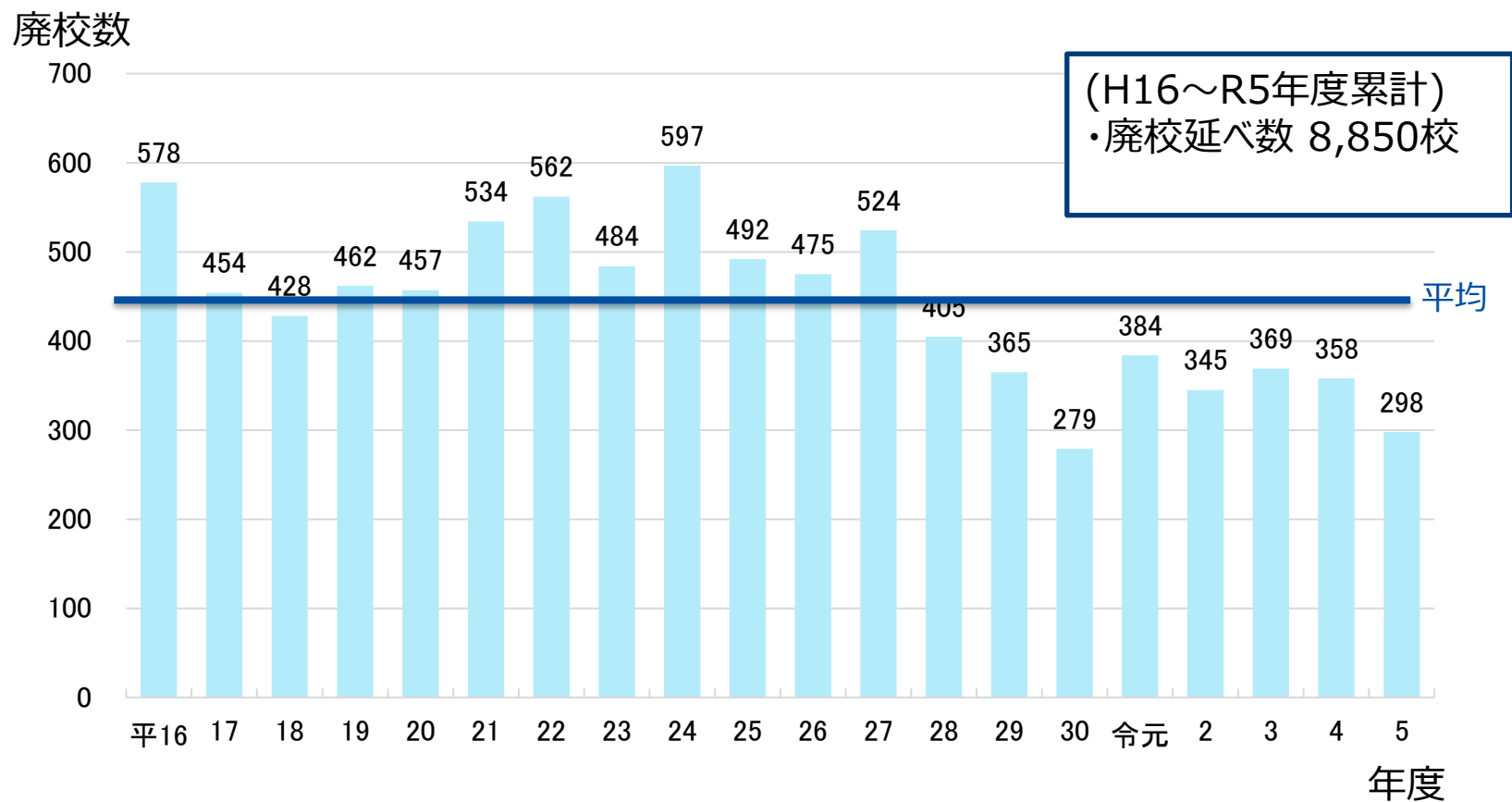
# 廃校施設の有効活用について ～みんなの廃校プロジェクト～

令和8年6月

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課

# 廃校の発生状況について

✓ 少子化に伴う児童生徒数の減少等により、**毎年約450校程度の廃校**が全国で発生



出典：令和6年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）  
（調査対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

# 廃校の活用状況について①

- ✓ 廃校施設のうち、**約 8 割は既に活用**
- ✓ 活用用途としては、“学校”、“社会体育施設”、“社会教育施設”といった主に**公の施設が想定される活用が多い**ほか、“**企業等の施設**”としての活用も多く見られる



和紙用具ミュージアムとして活用  
(岐阜県美濃市)

## 平成16年度～令和5年度の廃校の状況 (令和6年5月1日現在)

廃校数	8,850
施設が現存している廃校数	7,612
<b>活用中</b>	<b>5,661</b>
未活用	1,951
活用用途あり	235
活用用途無し	1,503
取壊し予定	213
現存施設なし	1,238

## 活用用途 (校舎と屋内運動場の合計件数)

学校(大学を除く)	4,191
社会体育施設	1,693
社会教育施設・文化施設	1,206
福祉施設・医療施設等	735
企業等の施設・創業支援施設	1,207
庁舎等	449
体験交流施設等	535
備蓄倉庫	231
大学	81
住宅	20

(複数回答)



コミュニティ複合施設として活用  
(鳥取県八頭町)



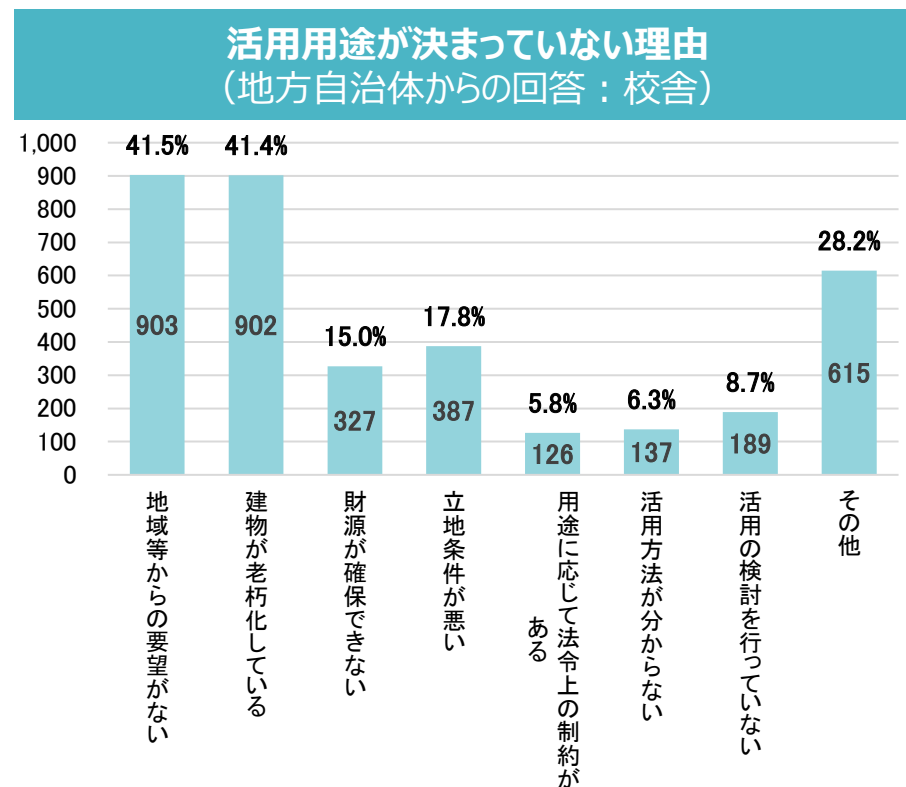
サテライトオフィスとして活用  
(山口県周防大島町)

出典：令和6年度廃校施設等活用状況実態調査(文部科学省)

## 廃校の活用状況について②

- ✓ 廃校施設のうち、**約 2 割（約 1,503 校）が未活用の状況**
- ✓ **“地域等からの要望がない”、“建物の老朽化”、“立地条件が悪い”**といった理由で活用用途が決まらなると考えている

平成16年度～令和5年度の廃校の状況 (令和6年5月1日現在)	
廃校数	8,850
施設が現存している廃校数	7,612
活用中	5,661
未活用	1,951
活用用途あり	235
<b>活用用途無し</b>	<b>1,503</b>
取壊し予定	213
現存施設なし	1,238



出典：令和6年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

# 廃校活用の推進に向けた取組 ～みんなの廃校プロジェクト～

廃校活用推進のため、文部科学省では、～みんなの廃校プロジェクト～として、全国各地の優れた**活用事例**、活用を希望する**廃校情報等のホームページでの公表等**を通じて、廃校を“使ってほしい”**自治体**と廃校を“使いたい”**企業等への情報発信・マッチング**を行っています。

<～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト ホームページ>

「みんなの廃校」プロジェクトとは？

少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国では毎年約450校程度の廃校施設が生じています。廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが求められています。文部科学省では、平成22年9月に「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組やイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進しています。

最新情報

- 令和5年10月20日「廃校活用推進イベント」を開催しました。
- 令和5年3月「廃校活用事例集」をリニューアルしました。

全国の廃校活用事例が知りたい！

廃校活用って何だろう？廃校でどんなことができるの？

- 廃校活用事例集についてはこちら！
- 廃校施設活用事例リンク集についてはこちら！

廃校施設の活用を検討している事業者等の皆様へ

活用用途を募集している廃校物件を知りたい！

- 現在活用用途を募集している廃校施設の一覧はこちら！毎月更新中！
- 廃校活用推進イベントについてはこちら！

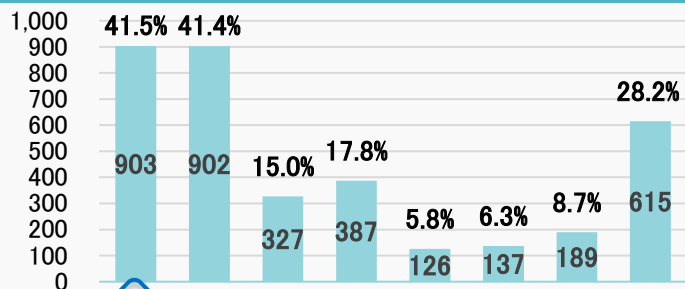


[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)

# みんなの廃校プロジェクトの取組①

## ～活用用途を募集している廃校施設の公表、イベントの開催～

活用用途が決まっていない理由  
(地方自治体からの回答：校舎)



文部科学省HPにおいて、  
地方公共団体から掲載希望のあった  
活用用途を募集している廃校施設を公表



平素業	福川市	全通小学校		福川市成川3区		
福川市 内務線安原福川駅からの7min		問い合わせ		04-7093-7828		
掲載地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	事業内容	貸与・譲渡条件等	備考
郡野針原区域外	7,330	鉄筋コンクリート 354	1,922	アイデア募集	・地域の需要や活性化につなげる ・事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持・活用すること(詳細は別途協議)	・校舎は耐震改修の必要あり(包括修繕費(500万円~267万円)が確保)
			校舎	2		
校舎等の写真		校舎等の平面図		校舎等の位置図		

- 主な掲載情報
- ・学校名
  - ・住所・アクセス
  - ・面積
  - ・建物構造、竣工年
  - ・募集内容、条件
  - ・写真、平面図
  - ・問い合わせ先

特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、  
地方公共団体から活用を希望する廃校のPR  
を行うイベントを開催

※廃校の情報については、国土交通省HP（空き家・空き地バンク総合情報ページ）からの検索も可能。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000131.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html)

### 【御参考】

令和7年度 廃校活用推進イベント(東京会場)

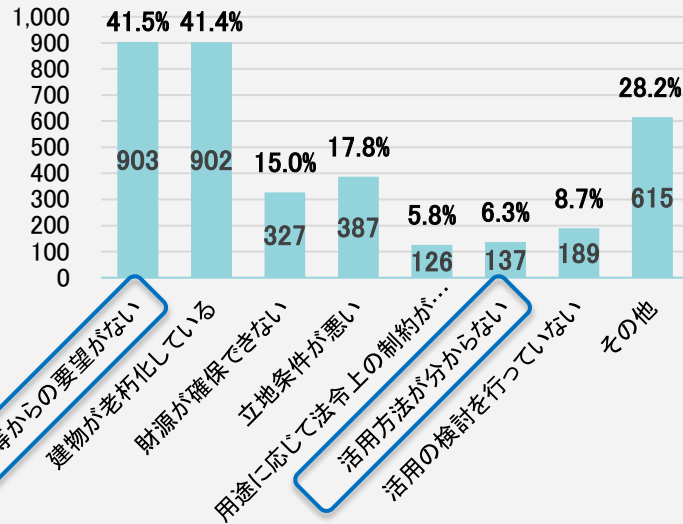
日時：令和7年10月17日(金)

- ・行政説明
- ・事例発表
- ・自治体とのマッチングタイム



# みんなの廃校プロジェクトの取組② ～廃校活用事例集の作成・公表～

活用用途が決まっていない理由  
(地方自治体からの回答：校舎)



廃校の活用用途・方法が分からない・・・



廃校活用に至った経緯や改修コスト等の  
情報を含む**廃校活用事例集**を作成、  
**文部科学省HP**において公表

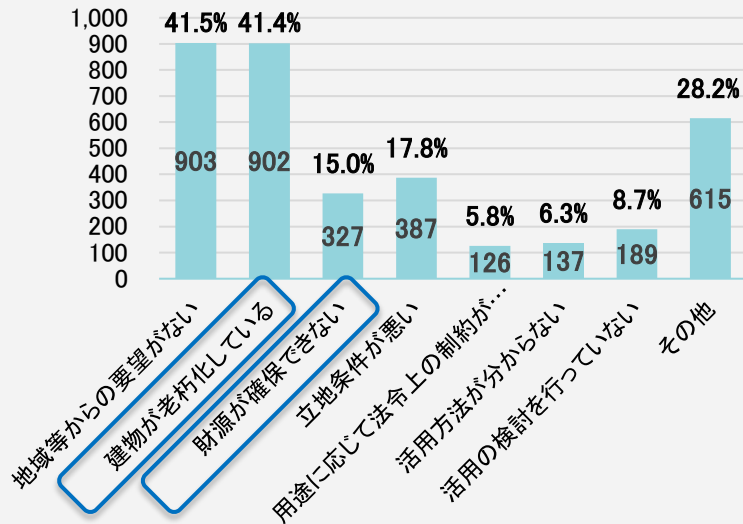


活用事例集

# みんなの廃校プロジェクトの取組③

## ～廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度について情報発信～

活用用途が決まっていない理由  
(地方自治体からの回答：校舎)



廃校活用に利用できる支援制度が分からない・・・

**廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度**  
をとりまとめ、**文部科学省HP**において公表



- ・利用可能な支援制度の一例  
(一覧はみんなの廃校プロジェクトHPを参照ください)

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	<a href="https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx">https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx</a>	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain1_1.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain1_1.htm</a>	総務省
農山漁村における所得の向上と雇用の創出を図る取組に必要な施設等	①農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型))	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html</a>	農林水産省
	②農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型))	<a href="https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html">https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html</a>	
交流施設等の公共施設	①林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策(うち木造公共建築物等の整備)	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufuki_n2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufuki_n2.html</a>	林野庁
	②林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち建築用木材供給・利用の強化(うち木造公共建築物等の整備)	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/hosei.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/hosei.html</a>	
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	国土交通省
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。	地域未来交付金(地域未来推進型)	<a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html">https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html</a>	内閣府

# 財産処分手続とは

## ◆補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（「補助金適化法」）第22条

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

## ◆補助金適化法施行令 第14条

⇒ 処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号）  
処分制限期間経過後の財産処分は、手続不要。

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

## ◆運用通知

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」  
(令和8年3月31日付け文教施設企画・防災部長通知)

([https://www.mext.go.jp/content/20260331-mxt\\_sisetujo-100003148\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260331-mxt_sisetujo-100003148_01.pdf))

# 財産処分手続について（地方公共団体の方へ）

- ✓ 国庫補助を受けて整備した建物を処分制限期間内に転用等する場合には、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。
- ✓ 補助目的外に転用等する場合には、原則国庫納付が必要だが、**一定の条件の下で国庫納付を不要とする（以下参照）**など、**公立学校施設に係る財産処分手続きを大幅に弾力化**

令和8年3月通知

適正化法第22条		国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合には、文部科学大臣の「承認」が必要										経過後			
政令告示	期間	処分制限期間内										経過後			
通 知	財産処分内容	有償	無償		無償		無償		無償		交付決定事項		内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた場合	廃校施設等の改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合	過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合
		貸与・譲渡等	転用・貸与・譲渡・取壊し		転用・貸与・譲渡・取壊し		転用・貸与・譲渡・取壊し		転用・貸与・譲渡・取壊し		文部科学大臣が特に認める場合	他	他	他	
		国庫補助事業完了後10年未満	国庫補助事業完了後10年以上経過	転用・貸与・譲渡・取壊し	右記以外での転用・貸与・譲渡・取壊し	国庫補助事業完了後10年未満	国庫補助事業完了後10年以上経過	市町村合併計画に基づく場合	国庫補助事業完了後10年以上経過	他	他	他	他	他	他
		4(2)	4(1)②	4(2)	4(1)③	4(1)④	3(1)③	3(1)①	別表1	4(1)⑧	3(2)				
		承認申請					大臣への報告			承認申請	承認手続不要				
		有	無	有	無										
		承認の条件等	国庫納付金 基金積立	国庫納付金 基金積立	国庫納付金相当額以上の基金積立										
					国庫納付不要										

## 地方公共団体の担当者の方へ

---

- ✓ 廃校を積極的に活用することで、“**維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減**”といった短期的な効果のみならず、“**地域コミュニティの維持・活性化**”や“**産業振興**”といった様々な効果が期待されます。
- ✓ 廃校の活用にあたっては、以下の点が重要です。
  - ・**廃校することを決定する段階で、併せて廃校の活用等についても検討**すること
  - ・地方自治体全体を俯瞰したまちづくりの観点から活用方策を検討するため、教育委員会のみならず、“**まちづくり・地域振興・産業振興等の多様な関係部局も含めた検討体制**”とすること
  - ・廃校は地域の“思い”が詰まった施設であるため、“**地域の意向を踏まえながら検討・活用**”を進めること
    - －地域住民、行政、民間企業等が協働して活用方策・計画を検討、地元住民からの意向聴取、サウンディング型市場調査等、様々なプロセスで活用方策を検討している例があります
    - －（特に企業等において活用される場合）活用中も積極的に活用企業等とコミュニケーションを図り、地域に根ざした施設とすることも重要です
- ✓ なお、国庫補助を受けて整備した学校施設を、処分制限期間内に学校教育以外の用途で活用する場合には、“**財産処分手続き**”が必要です（廃校活用を促進するため手続きの簡素化等を図っています）。

**文部科学省～みんなの廃校プロジェクト～HP**  
**への廃校情報の掲載も含め、積極的に廃校活用を御検討ください！**

# 社会教育における地域づくりについて

令和8年6月3日（水）

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

# 社会教育施設について

## ○ 公民館

一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)

## ○ 図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。(図書館法第2条)

## ○ 博物館

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれら資料に関する調査研究を行うことを目的とする。(博物館法第2条)

## ○ 青少年教育施設(青年の家、少年自然の家)

青少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を涵養し、心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

## ○ 女性教育施設

女性教育の振興を図るため、女性教育指導者や一般女性等に、女性教育に関する各種の研修、交流、情報提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

## ○ 社会体育施設

一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設。

# 社会教育施設の集約化・複合化の事例

## ①複合施設としての相乗効果

### 東根市公益文化施設 まなびあテラス（山形県東根市）

■施設概要／図書館・美術館・市民活動支援センター

■具体的事例／

図書館と美術館でそれぞれの催事に連動したイベントを開催することで、集客力を互いに享受できるようになった。

展示会と連動した図書館での蓄音機ライブの開催



## ③コスト削減を含めた管理運営の工夫

### 三重県総合センター（三重県津市）

■施設概要／文化会館・生涯学習センター（図書館含む）・男女共同参画センター

■具体的事例／

効果的な運営とともに、省エネルギー対策として利用するエネルギー源の効率的選択により、大幅なコスト削減を行った。

三重県総合センター外観



## ②計画時の住民意見の採用

### おおい町里山文化交流センター（福井県大飯郡おおい町）

■施設概要／公民館・図書館

■具体的事例／

市民による任意団体が利用者の立場で施設について検討、首長への提言を経て、基本設計に反映された。また施設の役割について考えるワークショップを行政と住民の共催で行った。



施設のあり方を考えるワークショップ  
“みんなで考える集い”

## ④地域コミュニティの拠点づくり・にぎわいづくりへの貢献

### オガールプラザ（岩手県柴波群紫波町）

■施設概要／図書館・地域交流センター・子育て応援センター・民間施設

■具体的事例／

施設整備により、エリア内で200人の雇用が生まれたとともに、エリア価値が高まったことで、さらなる民間投資を生み、最寄り駅を中心に人口が増加した。

オガールプラザ外観



## ⑤民間の力の活用

### 稲城市立 i プラザ（東京都稲城市）

■施設概要／生涯学習コミュニティ施設・図書館・児童青少年施設・ホール・市役所出張所

■具体的事例／ P F I 事業者独自の発想・ノウハウが発揮された事業企画や、他の既存文化センター及び地元団体との連携がなされている。



i プラザ外観  
(北東メイン入り口側)

# 誰もが「ともに学びあう」共生の地域を創る取組（東京都 国立市公民館）

## -公民館の概要-

## -取組の概要と特長-

対象人口	76,382人	利用可能時間	9:00~22:00
設置年月日	昭和30年11月3日	ネット環境	無線LAN (Wi-Fi等)
開館日数	307日		

開館70周年を迎えた国立市公民館には、公民館運営審議会等をはじめ、市民参加の多様な仕組みのもと、市民・職員協働の公民館運営が文化として根付いてきた。講座等の運営も市民の主体的な参加を促進し、共生に向けて多様な市民がともに学びあうことを公民館事業全体の共通テーマとしている。



## 共通テーマ:誰もが「ともに学びあう」共生の地域を創る

### 取組① しょうがいしゃ青年教室

昭和55年の事業開始以来、障害のあるなしにかかわらずともに活動して、ともに楽しみ、学びあう場をつくることを目的にした青年教育事業。

スポーツ・クラフト・料理・リトミック・喫茶実習(喫茶わいがや)・YYW(みんなでやりたいことを自由に企画する)の6種類のコース別講座を毎月開催。企画は毎回、参加者で話し合いながら決めている。



### 取組② 生活のための日本語講座

外国にルーツのある市民を対象とした基礎的な日本語教育の講座を習熟度別に7クラス開講。併せて、月1回程度、日本や外国の文化を学びあい、楽しみながら交流する「にほんごサロン」を開催。また、地域のボランティア団体と連携し、日本語学習の支援やボランティア育成等を通じて、多文化共生の取組を推進。



### 取組③ 中高生のための学習支援

市内の中高生を対象に大学生のスタッフによる学習支援を月3回程度開催。通称「LABOくに☆スタ」。各回の参加者は中高生約20名、大学生約20名。学習支援だけではなく、安心して過ごせる「居場所」としても機能。



### 取組④ 地域防災講座

消防団や子ども食堂、ボランティアセンターなど計16団体(令和6年度)の協力のもと、防災備蓄の配布や地震波実験、災害時のポリ袋調理体験など11種類のブースを展開した。公民館全室を使用して実施した令和6年度は、老若男女問わず192名が参加。



# 共に学び 共に考え まち全体でSDGsの実現（岡山県 岡山市立京山公民館）

## 公民館の概要

- エリアの人口：約2.4万人
- H6年開設。木造建築で外観、内装ともに木が多く使われており温かみのある雰囲気。

## 取組の概要と特長

**公民館を拠点**として、地域の38組織（コミュニティ組織、大学、市民団体、公的機関、企業等）及び個人で構成する「京山地区ESD・SDGs推進協議会」を中心に、**多様な人がつながり協働**していく運営を基本として、**持続可能な地域づくり**に取り組んでいる。

## 公民館を中心に多様な人材が活動に取り組む

### ●「環境てんけん」活動

小学生から社会人までが一緒に、春と秋に地域環境を調査し、環境の変化を記録している。

### ●ESD・SDGsフェスティバル

毎年協議会に参加する各組織が一堂に会し、それぞれが行う活動の成果や課題について学び合う。

### ●多文化共生プロジェクト「フレンドリー京山」

地域に在住する外国人とともに企画し、外国人のためにお医者さんマップの作成や料理を通じた文化交流・理解、日本の伝統文化の紹介、互いの風習の違いを学び合う。

### ●つしまみんな食堂

孤立しがちな高齢者や子育て世代等に「食」を通じた交流の場を提供するとともに、不要となった生活用品や学校用品、食品等を持ち寄り、必要とする人に提供する活動。

### ●SDGs・健康ウォークラリー

地域の自然や歴史的建造物、SDGsに取り組む事業所等を巡るウォークラリーを大学生が企画・運営して開催している。



▲観音寺用水での「環境てんけん」活動



▲外国人と地域住民との交流行事

## それぞれの活動がつながり、活動分野が拡大

- ◆「環境てんけん」活動に参加していた中学生からの提案をもとに住環境が悪化していた観音寺用水浴い、官学民の連携により地域の憩いの場として整備された。

### ➔地域全体で野生生物の生息環境を保全する活動に発展

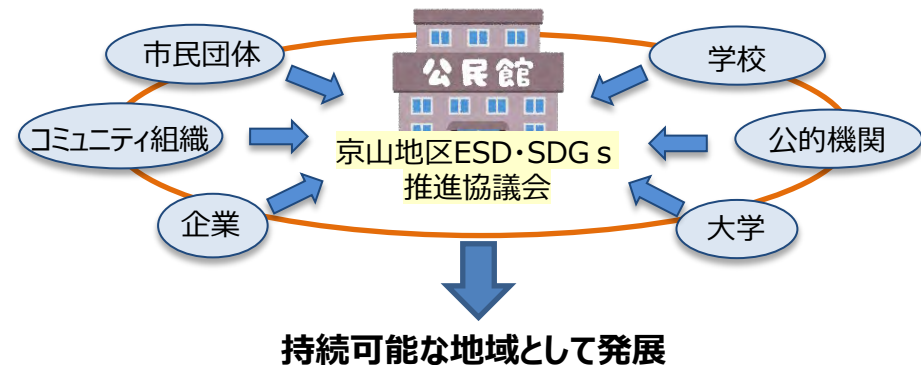
- ◆環境や国際理解としての活動が発展し、少子高齢化、消費者教育、安全・安心なまちづくり、防災等、活動の幅が広がる

### ➔「自分ごと」として学び行動する人が増加

- ◆様々な人が関心を持つ幅広い活動を展開することで、公民館と縁の薄かった人・組織の参加が増加

### ➔世代間交流が増加し、公民活動が活発化

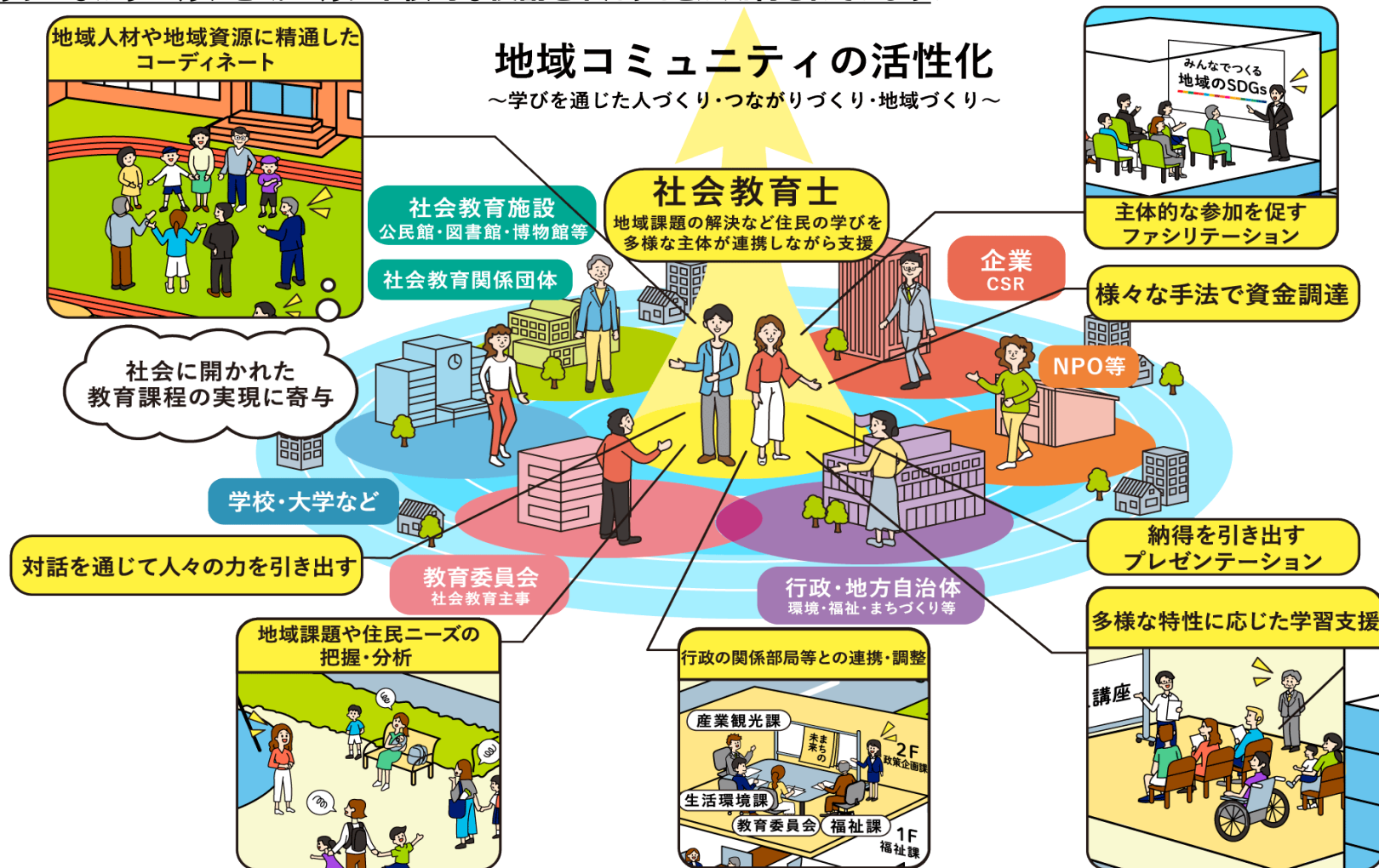
## 公民館を中心に多様な主体が協働



# 「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



# 社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

## 農業・地域づくり × 社会教育（島根県安来市）

### 農村RMO(※)の役割・業務 (※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

### 社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

### 具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事**がオブザーバーとなり、**公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップ**などをコーディネート
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。  
新しい**人のつながり**と**新たな人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



社会教育士

知っていますか？

# 社会教育士note

随時更新中

全国 約9,000人の  
「社会教育士」が活躍中

＼ 目指せ！  
フォロワー数  
2,000人

令和2年度から開始した  
「社会教育士制度」

「社会教育士」の活躍紹介を中心に  
『社会教育』について様々な角度から  
発信中！



# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## \*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

## ◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「**2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成**」、「**日本社会に根差したウェルビーイングの向上**」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、**協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

## ◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

## ◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】

- （令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## 【主な審議事項】

### ①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

### ②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

### ③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）